

～障がいの有無にかかわらず、お互いに思いやり、

支え合う社会をつくるために～



市の新採用職員を対象に研修会を開催しました

研修の概要

平成29年9月27日（水）、平成29年度採用の市職員を対象に研修会を開催し、17人の職員が参加しました。

障がいやともに生きる条例などについて基本的な事項を学ぶとともに、障がいの困難さや配慮の必要性などについて体験やグループワークを通して参加者全員で考えました。

内容は次のとおりです。

(1) ともに生きる条例について（障害福祉課説明）

ともに生きる条例の内容、合理的配慮の考え方、合理的配慮実践例の紹介・・・

(2) 障がいの当事者が置かれている状況

（講師団講師 大久保 多津子 さん）

実体験に基づき、障がいのある人の生活の困難さや必要な配慮などについて説明

(3) 体験

車いすに乗車して段差を越える体験、アイマスクをつけて移動する体験



(4) グループワーク

グループに分かれ、車いすの人、視覚障がいのある人、知的障がいのある人に対して必要な配慮について、検討を行った。



講義

別府市講師団講師の大久保多津子さんにお話をいただきました。以下は講義の概要です。

私の息子は知的障がいと聴覚障がいの2つの障がいがあり、重複障がいという。外出先の店で大声を出したと警察を呼ばれたことがあるが、障がいについて学ぶことで理解を深め、もっと別な対応をしてほしいと思う。

障がいがあることは不幸なことではなく不便なこと。障がいのある人と接する時は、必要以上に構えずその人の不便を解消することを考えればよいと思う。



ともに生きる条例にも規定がある親亡き後等の問題を障がいのある人や家族だけの問題とせず、いろいろな機関や市民の人とも協力して解決していきたい。

グループワーク（障がいの特性ごとの配慮）

3つのグループに分かれて、「車いすの人」「視覚障がいのある人」「知的障がいのある人」について、必要な配慮についてグループで議論しました。

以下は、各グループでの検討結果（抜粋）です。

(1) 車いすの人

通路のスペースを拡げる、施設のユニバーサルデザイン化、サービスのワンストップ化など

(2) 視覚障がいのある人

点字ブロックの設置、代筆や音声機能を使ったサービス、声のトーンなどの話し方で表情を伝えるなど

(3) 知的障がいのある人

かんたんな言葉でわかりやすく説明する、（状況の変化への対応が苦手との話を受けて）状況が変わる時は前もって伝えるなど

発行：別府市福祉保健部障害福祉課

E-mail : haw-hw@city.beppu.lg.jp

TEL : 0977-21-1413、FAX : 0977-22-1780